

平成27年度

茨木市職員(任期付短時間勤務職員) 募集のお知らせ

1 採用職種・人員・受験資格

職種	人員	受験資格
学童保育指導員	59人	<p>昭和26年4月2日以降に生まれた人で、以下の1から6のいずれかに該当する人または平成28年3月末日までに該当する見込みの人</p> <ol style="list-style-type: none">1 保育士資格を有する人2 社会福祉士資格を有する人3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭免許を有する人4 学校教育法の規定による大学、大学院または外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した人 (大学において、当該学科または課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への飛び入学を認められた人を含む)5 高等学校卒業者等(注)で、2年以上児童福祉事業に従事した人6 高等学校卒業者等(注)で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人 (遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある人をいい、継続的とは、2年以上当該業務に従事し、総勤務時間が2,000時間程度あること) <p>(注) 高等学校卒業者等とは、次の①から③のいずれかに該当する人をいう。 ①学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人 ②大学への飛び入学を認められた人もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した人(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した人を含む。) ③文部科学大臣が①または②と同等以上の資格を有すると認定した人</p> <p>※茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に規定する「放課後児童支援員」の資格基準と同様。</p>

【第1次試験免除制度について】

上記受験資格を満たす人で、現に茨木市で受験職種と同職種の任期付職員であり、今年度末日に任期を満了する人は、第1次試験免除申請により第1次試験を免除できます。

★国籍は問いません。

※ただし、次のいずれか一つに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条）

- (1) 成年被後見人または被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 任用期間・勤務形態

職 種	任用期間	勤 務 形 態
学童保育指導員	3年間※ (平成28年4月1日～ 平成31年3月31日)	年間平均週31時間勤務 (主に次の時間帯での交替制勤務) ■月～金曜日 午後1時から午後7時のうち、5時間 ■土曜日(隔週) 午前8時から午後5時15分までの8時間15分 ■春夏冬休み期間 午前8時から午後7時のうち、7時間

※ただし、任用期間中に65歳に到達する場合は、当該年度末までの任用期間となります。

3 受験手続

- (1) 申込方法 次の①～③（第1次試験免除申請者は①～④）の申込書類に必要事項を自筆で記入し、必ず簡易書留郵便で送付してください。その際、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。
 - ① 採用候補者試験申込書
 - ② 受験票
 - ④ 返信用の定型封筒〔23.5cm×12cm〕
(392円切手を貼り、郵便番号、宛先を明記のうえ、朱書で「簡易書留」と記入してください。受験票の送付に使用します。)
 - ③ 第1次試験免除申請書（現に茨木市職員である人のみ）
- (2) 受付期間 平成27年11月24日(火)から平成27年12月11日(金)まで
※ 申し込みは、郵送による方法のみに限ります。
(12月11日当日消印有効)
- (3) 申 込 先 茨木市 総務部 人事課 人事給与係
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
Tel 072(620)1601

第1次試験	日 時	平成27年12月20日(日) 午前9時～正午
	場 所	詳細は、受験票返送時に通知します。
	試験科目	(1) 教養実務試験 (択一式) 一般教養 (高校卒業程度) 及び学童保育指導員として必要な知識 (2) 作文試験 (記述式) 任期付短時間勤務職員として必要な知識、能力等
第2次試験	日 時	平成28年1月中旬以降 第1次試験の合格者及び免除者に対してのみ実施します。
	場 所	第1次試験の合格者及び免除者に後日通知します。
	試験科目	面接試験 (詳細については別途通知)

※上記のうち受験しない科目がある場合は失格とします。

4 合格者の発表

第1次合格発表	(1) 日 時 平成28年1月8日(金) (2) 方 法 市役所北玄関前掲示板に掲示するとともに合格者のみに本人あて通知します。また、本市ホームページにも掲載します。
---------	--

5 試験成績の通知について

第1次試験を受験し、不合格となった場合、希望する人(本人に限る)に、得点と順位を通知します。申請の方法については、別添「試験成績通知申請書」の注意事項をご覧ください。

6 採用の時期等

最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、平成28年4月1日に採用の予定です。

7 給 与

本市の条例により支給します。

- (1) 月額163,500円程度（地域手当含む）
（期末勤勉手当を含む、年間の収入見込み額は、260万円程度となります。）
- (2) その他に時間外手当・通勤手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (3) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入できます。また、茨木市職員厚生会の会員になることができます。

8 注意事項

- (1) 試験申込書及び受験票の記載事項に不備のある場合には、お返しする場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
- (2) 試験申込書及び受験票を受理したのち、郵送で受験票をお渡しします。試験当日はこの受験票がないと受験できませんので必ずお持ちください。
なお、受験票が12月16日(水)までに届かない場合は、人事課までお問い合わせください。
- (3) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。
申込書に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (4) 自然災害等により試験実施が危惧されるときは、総務部人事課へお問い合わせください。

平成27年11月
茨木市職員採用試験委員会

この試験に関する問い合わせ先
茨木市 総務部 人事課 人事給与係
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072(620)1601

茨木市職員採用候補者試験申込書

(本人自書)

年 月 日現在

受験する職種 <h2 style="text-align: center;">学童保育指導員</h2>	最終学歴(卒業見込含む) 大学卒・短大卒(高専卒を含む) 高校卒・中学卒	※受験番号	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">写 真</p> <p style="text-align: center;">(縦4.5cm×横3.5cm)</p> <p>写真は申込前6ヶ月以内に撮影した脱帽・上半身正面向きのもので本人と認識できるもの。</p> </div>	ふりがな		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
	現 住 所	〒	
		電 話 () - 携帯電話 () -	
	電子メールアドレス		
性 別	連 絡 先	〒	
	(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)	電話 () -	
学 歴	最終学歴が中学校の人は中学校卒業から記入し、高校・短大・大学の人は高校入学から記入してください。		
	学 校 名	学 部 ・ 学 科 (専 攻) 名	
			在 学 期 間
			年 月 入学
			年 月 卒業・卒業見込・中退
			年 月 入学
			年 月 卒業・卒業見込・中退
		年 月 入学	
		年 月 卒業・卒業見込・中退	
		年 月 入学	
		年 月 卒業・卒業見込・中退	
職 歴	勤 務 先 名	勤 務 形 態 (正社員・アルバイト等)	
			期 間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
受 験 資 格 区 分	次の1から6のうち、あなたの該当する受験資格にチェックしてください。		
	<input type="checkbox"/> 1 保育士の資格を有する		
	<input type="checkbox"/> 2 社会福祉士資格を有する		
	<input type="checkbox"/> 3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教諭免許を有する		
	<input type="checkbox"/> 4 大学や院、外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学等の課程を専修して卒業した		
	<input type="checkbox"/> 5 高等学校卒業者等で、2年以上児童福祉事業に従事した□		
<input type="checkbox"/> 6 高等学校卒業者等で、2年以上かつ2,000時間程度、放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した			

氏名

※受験番号

志望動機(◎必ず記入してください)

その他自己PR等があれば記入してください。

資格・免許等の名称	取得(見込)年月	趣味・特技・クラブ活動等
	年 月 取得・見込	
	年 月 取得・見込	
	年 月 取得・見込	
	年 月 取得・見込	
	年 月 取得・見込	

◇記入上の注意事項

- 1 太枠の中を記入してください。※印の欄は記入しないでください。
記入はボールペン等で記入してください。(消せるボールペン(フリクションボール等)使用不可)
- 2 学歴欄は、最終学歴が中学卒の人は中学校卒業から記入し、高校・短大・大学の人は高校入学から記入してください。
- 3 不実の記載があるときは、公務員として任用される資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。

茨木市職員採用候補者試験 受 験 票

受験する職種 <p style="text-align: center; font-weight: bold;">学童保育指導員</p>		※ 受験番号			
写 真 申込書と同一の写真を 貼付してください。	ふりがな			性 別	※ 受付
	氏 名	生年月日 年 月 日 (満 歳)	最終学歴(卒業見込含む) 大 学 卒・短 大 卒(高専卒を含む) 高 校 卒・中 学 卒		

◎受験注意事項

- 1 当日は必ず指定の時刻までに、試験会場に集合してください。遅刻者は受験できません。
- 2 受験の際は、本票がないと受験できませんので、忘れずにお持ちください。
- 3 第1次試験受験の際は、筆記用具(鉛筆HB3本程度、消しゴム、鉛筆けずり等)を必ずお持ちください。
- 4 試験会場では、試験係員の指示に従って行動してください。

第1次試験免除申請書

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市職員採用試験委員会委員長

申請者

現所属 _____

氏 名 _____

職 種 _____

私は、現に茨木市で受験職種と同職種の任期付職員であり、今年度末日に任期を満了する者であるため、平成27年度茨木市職員採用試験の第1次試験の免除を申請します。

※申請にあたっての注意事項

- (1) この申請書は、必ず申込書類等の郵送時に同封してください。
- (2) 第2次試験以降の日程等については、受験票返送時に通知します。

学童保育指導員ってどんなお仕事？

◆ 学童保育とは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（おおむね10歳未満）に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、保護者に代わって行う保育をいいます。児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的としています。

◎開室期間

・毎週月曜日から土曜日までの6日間

※ 国民の祝日、祝日の振替休日、12月29日から1月3日まで及び3月31日（開室準備のため）は除きます。

◎活動場所

学童保育室は、校舎内の余裕教室や、校舎外に設置する専用教室で運営しています。学校敷地内での活動を基本としますが、安全等が確保でき、費用負担が伴わない場合は、校区内及びその周辺での活動を行います。

◎職員体制

学童保育室には、任期付短時間勤務職員と児童数等により臨時職員を配置しています。



◆ 学童保育指導員とは？

学童保育室での遊びや生活を通して、子ども達への支援や援助を行います。

◎主な活動

(1) 保護者との連携

- ・日々の生活での児童の様子やケガ、体調不良などについて、連絡ノートや電話、面談などの方法で保護者と連絡を密にしています。
- ・「おたより」を発行し、学童保育室での活動報告・予定などを保護者へ情報提供しています。
- ・定期的に保護者との懇談会を開催し、児童の様子や活動内容を伝えています。

(2) 学校や関係機関との連携

- ・日々の児童の様子について、学校との連携をはかり、情報を共有しています。
- ・緊急時の対応や施設を活用するにあたり、学校との連携をはかっています。
- ・放課後子ども教室の「実行委員会」に出席するとともに、学童保育室の児童を放課後子ども教室へ参加させ、見守るなど、連携をはかっています。

(3) 研修など

- ・指導員研修会（連続講座や実践交流等を通年実施）や指導員全体会議（テーマごとに分かれて年間10回程度開催）に参加し、学童保育指導員の知識や技能の向上をはかっています。



◆ 学童保育指導員（任期付短時間勤務職員）の勤務条件

◎任期付短時間勤務職員とは？

3年間を基本とする任期を定めて採用される、市の正規職員（一般職の地方公務員）です。勤務時間は、任期の定めのない正規職員よりも短く設定されています。

◎勤務日

開室期間のうち、毎週月曜日から土曜日まで（土曜日は隔週勤務）



◎勤務時間

主に次の時間帯での交替制勤務で、年間平均で週 31 時間勤務となります。

曜 日	勤 務 時 間	
月曜日～金曜日	①	午後 1 時から午後 6 時まで
	②	午後 2 時から午後 7 時まで※
土曜日（隔週）		午前 8 時から午後 5 時 15 分まで（休憩 1 時間）※
春夏冬休み期間	①	午前 8 時から午後 3 時 45 分まで（休憩 45 分）
	②	午前 11 時 15 分から午後 7 時まで（休憩 45 分）※

※延長保育を希望する児童の有無により、勤務終了時間が変動する場合があります。

学童保育室のおもな活動スケジュール

学校授業日（平日）		土曜日及び学校休業日（夏休み等）	
授業 終了後	児童が学童保育室へ 児童の出欠確認 宿題等の自習 おやつ あそびなど 	8:15～	児童が学童保育室へ 児童の出欠確認 宿題等の自習 あそびなど
		12:00～	昼食（弁当持参） 休憩（お昼寝等）
		15:00～	おやつ あそびなど 
17:00	帰宅準備・反省会 集団下校		帰宅準備・反省会
17:00 ～ 19:00	延長児童は在室 （保護者による迎え）	17:00	集団下校
		17:00 ～19:00	延長児童は在室 （保護者による迎え）

※各学童保育室では、学校行事等のスケジュールにより異なる場合があります。

※学校授業日（平日）の午前中に指導員研修会などを開催しています。

◎休暇制度

年次有給休暇（年間 20 日）、特別有給休暇（忌引、看護休暇、夏期休暇等）、病気休暇等

◎給与

月額 163,500 程度（地域手当含む）

このほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当などが支給されます。

年間の収入見込み額は、260 万円程度です。

◎福利厚生

厚生年金保険及び協会けんぽ（全国健康保険協会運営の健康保険）の被保険者となります。

また、茨木市職員厚生会の会員になることができます。



茨 木 市